

○受託中小企業振興法第二条第七項の状態を定める経済産業省令

(平成二十五年九月二十日)

(経済産業省令第四十五号)

受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第七項に規定する経済産業省令で定める状態とは、前事業年度又は前年において第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。

- 一 一の特定委託事業者からの製造委託等代金（特定中小受託事業者が特定委託事業者からの委託を受けて法第二条第一項各号に掲げる行為をした場合に、当該委託事業者が当該特定中小受託事業者の給付（委託を受けて法第二条第一項第五号に掲げる行為をした場合にあっては、役務の提供）に対し支払った代金をいう。）の総額
- 二 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額